

Q & A

(太陽光発電の売電収入に関する申告)

Q 1 : 確定申告と住民税申告のどちらも提出する必要がありますか。

A : 確定申告する方は、住民税申告は不要です。毎年、確定申告を提出されている方は、他の所得と合わせて、太陽光発電に係る売電収入の申告を行ってください。

Q 2 : 給与所得者又は年金所得者で、太陽光発電を含めた所得が20万円以下の場合、申告は不要ですか？

A : 所得税の確定申告は不要ですが、住民税の申告は必要です。なお、太陽光発電を家事用資産として使用し、その余剰電力を売却しているような場合は、他の所得と合わせて雑所得で申告することになります。

Q 3 : 事業所得者（不動産所得者）の場合、どのように申告したらよいですか？

A : 売電を事業として行っている場合、または、他に事業所得があり、その付随業務として行っている場合は、事業所得（不動産所得）に売電収入と必要経費を計上して申告することになります。

Q 4 : 電力会社の明細書や、領収書等を捨ててしまったのですが？

A : 可能な限り再発行をお願いします。なお、売電収入は電力会社等からの振込額を通帳で確認することができます。また、スマホ等の専用アプリで、売電量や発電量を確認できる場合があります。使用方法是電力会社等へお問い合わせください。

Q 5 : どういったものが必要経費になりますか？

A : 購入・設置費の借入金利息、メンテナンス費用、太陽光発電に対する損害保険料、減価償却費などがあります。

Q 6 : 太陽光発電設備の減価償却資産の耐用年数は何年になりますか？

A : 17年です。(財務省 減価償却資産の耐用年数等に関する省令)

Q 7 : 年間で支払った必要経費のすべてが対象になりますか？

A : 必要経費として認められるのは、売電にかかった費用のみです。自家用の電力を発電するためにかかった費用は認められません。このため、発電量の内、全量を売却している場合は100%経費となりますが、余剰電力を売電している場合は、「かかった経費×売電割合（年間売電量／年間発電量）」で経費を計上することになります。

Q 8 : 発電設備をリースで設置している場合、どのように計算したらよいですか？

A : 年間の売電収入から「年間リース料×売電割合」を差し引いたものが売電所得になります。